

平成30年度より 胃がん検診に胃内視鏡検診(胃カメラ)が始まります

対象＝市内在住の50歳以上で、今年度、市の胃がん検診を受けていない人

<次の人は胃内視鏡検診は受診できません>

同意書に同意できない人、鎮痛薬・鎮静薬を使って検診を受けたい人、妊娠中の人、入院中の人、胃を切除した人、抗血栓薬を服用中の人、胃疾患で受診中の人(ピロリ除菌中の場合も含む)、内視鏡の挿入ができない人、重篤な心疾患がある人、明らかな出血傾向がある人、血圧が極めて高い人、胃内視鏡検査に耐えられないと判断された人

費用＝50歳～69歳(昭和24年4月1日～昭和44年3月31日生) 5,000円

70歳以上(昭和24年3月31生以前) 2,500円

※①生活保護世帯、非課税世帯の人、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っている人は無料になります。①の人は、受診票の発行時に手続きしてください。②の人は、医療機関で提示してください。

申込＝5月28日(月)からさんて郡山で受診票の申し込みを開始します。受診票を持ち、直接、下記医療機関に予約してください。

大和郡山病院(健康管理センター)・田北病院・砂川医院・かくたに内科消化器内科、豊原クリニック

※胃がん検診は、実施期間中にエックス線検診(個別または集団)か内視鏡検診のいずれか1回のみを受診になります。胃内視鏡検診を受けた人は、次回の胃がん検診は2年後に内視鏡かエックス線検診になります。

問合せ＝さんて郡山(☎58-3333)

県立奈良養護学校 教育相談・学校見学会のお知らせ

◆**肢体不自由の障がいのある子どもへの教育相談**

日時＝土・日曜、祝日を除く希望日時

※訪問相談にも応じます(要相談)。

◆**学校見学会について**

日時＝6月5日(火)9時30分～11時30分

対象＝肢体不自由の障がいのある子どもと保護者や教育・療育に携わる関係者(学校・幼稚園・保育園・療育施設など)

【共通事項】

場所・申込み・問合せ＝奈良県立奈良養護学校
(奈良市七条町135・☎0742-34-2671・☎0742-33-9459)

児童手当制度についてのお知らせ

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人に支給します。

ただし、平成29年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆**児童手当の額(月額)**

・3歳未満：一律15,000円

・3歳以上小学校修了前(3歳到達の翌月から)

第一子 10,000円

第二子 10,000円

第三子 15,000円

※第三子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

・小学校修了後中学校修了前一律 10,000円

◆**手当の支給**

認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった(学齢到達・転出など)日の属する月分で終わります。

◆**特例給付について**

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

特例給付の額(月額)：一律 5,000円

<**所得制限について**>

平成30年度の所得制限限度額は次のとおりです。所得は、平成29年中の総所得金額(給与所得者は給与所得控除後の金額)と山林所得と譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族・控除対象配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆**6月に現況届の提出が必要です**

現在、児童手当(特例給付を含む)を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者あてに送ります。

◆**次のときは、すみやかに届をしてください。**

①児童の数が増減したとき

②振り込み口座の変更や解約したとき

③名前や住所を変更したとき

④受給者が公務員になったとき

詳細・問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)